

保医発 0327 第 7 号
令和 6 年 3 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公 印 省 略）

歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について

標記について、下記のとおり定めることとしたので、関係者に対して周知徹底を図られたい。

なお、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について」（令和 5 年 3 月 27 日保医発 0327 第 10 号）は、令和 6 年 5 月 31 日限り廃止する。

また、令和 6 年 5 月診療分以前の診療報酬明細書の請求において、審査支払機関からの返戻等による請求遅れ分等については、従前の略称を使用して差し支えない。

記

1 傷病名について

項 目	略 称
単純性歯肉炎	単 G
複雑性歯肉炎	複 G
増殖性歯肉炎	増 G
潰瘍性歯肉炎	潰 G
壊疽性歯肉炎	壊 G

肥大性歯肉炎

慢性歯周炎（軽度）

慢性歯周炎（中等度）

慢性歯周炎（重度）

智歯周囲炎

急性歯周炎・慢性辺縁性歯周炎の急性発作

急性単純性歯髄炎

急性化膿性歯髄炎

慢性潰瘍性歯髄炎

慢性増殖性歯髄炎

慢性壊疽性歯髄炎

カリエスのない歯髄炎

歯髄壊疽

歯髄壊死

急性単純性根尖性歯周炎

急性化膿性根尖性歯周炎

慢性化膿性根尖性歯周炎

エナメル質初期う蝕

2次う蝕によるう蝕症第1度

2次う蝕によるう蝕症第2度

2次う蝕によるう蝕症第3度

残根

初期の根面う蝕

口腔褥瘡性潰瘍

口内炎

口腔粘膜炎

歯槽骨鋭縁

象牙質知覚過敏症

咬耗症

磨耗症

酸蝕症

歯肉膿瘍

歯槽膿瘍

歯根嚢胞

肥G

P₁

P₂

P₃

P e r i c o

P 急発

単 P u l

急化 P u l

潰 P u l

増 P u l

壊 P u l

P u l

P u エソ

P u エシ

急単 P e r

急化 P e r

慢化 P e r

C e

C₁〃

C₂〃

C₃〃

C₄

根C

D u l

S t o m

O M u c o

S c h A

H y s

A t t

A b r

E r o

G A

A A

W Z

歯石沈着症	Z S
歯ぎしり	B r x
乳歯晩期残存	R D T
歯の脱臼	L u x
口角びらん	A n g
口腔の色素沈着症	P i g
骨瘤	T o r
埋伏歯	R T
半埋伏歯	H R T
完全埋伏歯	C R T
水平智歯	H E T
水平埋伏智歯	H I T
捻転歯	R O T
過剰歯	S N T
エナメル質形成不全	E H p
歯（の破）折	F r T
永久歯萌出不全	I P T
舌炎	G l s
欠損歯（欠如歯）	M T
咬合異常	M a l
歯質くさび状欠損	W S D
破損（破折）	ハセツ
脱離	ダツリ
不適合	フテキ
	（注） ハセツ、ダツリ又はフテキを 接尾語とする場合は、硬質レジン ジャケット冠脱離を「H J C ダツリ」のように連結して使用 して差し支えない。
睡眠時無呼吸症候群	S A S

2 第1章 基本診療料について

項 目	略 称
歯科初診料	初診又は歯初診
歯科初診料 注1	初診（注1）又は歯初診（注1）
地域歯科診療支援病院歯科初診料	病初診
乳幼児加算	乳
歯科診療特別対応連携加算	特連
歯科診療特別対応地域支援加算	特地
医療情報取得加算	医情（初）
医療DX推進体制整備加算1	医DX1
医療DX推進体制整備加算2	医DX2
医療DX推進体制整備加算3	医DX3
医療DX推進体制整備加算4	医DX4
医療DX推進体制整備加算5	医DX5
医療DX推進体制整備加算6	医DX6
情報通信機器を用いた初診	情初診
歯科再診料	再診又は歯再診
歯科再診料 注1	再診（注1）又は歯再診（注1）
地域歯科診療支援病院歯科再診料	病再診
明細書発行体制等加算	明細
医療情報取得加算	医情（再）
情報通信機器を用いた再診	情再診
歯科診療特別対応加算1	特1
歯科診療特別対応加算2	特2
歯科診療特別対応加算3	特3
歯科外来診療医療安全対策加算1	外安全1
歯科外来診療医療安全対策加算2	外安全2
歯科外来診療感染対策加算1	外感染1
歯科外来診療感染対策加算2	外感染2
歯科外来診療感染対策加算3	外感染3
歯科外来診療感染対策加算4	外感染4
地域歯科診療支援病院入院加算	地歯入院

3 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等について

項 目	略 称
歯科疾患管理料	歯管
文書提供加算	文
フッ化物洗口指導加算	F洗
総合医療管理加算	総医
長期管理加算	長期
小児口腔機能管理料	小機能
小児口腔機能管理料（情報通信機器を用いた場合）	情小機能
小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算	口管強
口腔機能管理料	口機能
口腔機能管理料（情報通信機器を用いた場合）	情口機能
周術期等口腔機能管理計画策定料	周計
周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）	周Ⅰ
周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）	周Ⅱ
周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）	周Ⅲ
周術期等口腔機能管理料（Ⅳ）	周Ⅳ
回復期等口腔機能管理計画策定料	回計
回復期等口腔機能管理料	回管
根面う蝕管理料	根C管
エナメル質初期う蝕管理料	Ce管
歯科衛生実地指導料1	実地指1
歯科衛生実地指導料2	実地指2
口腔機能指導加算	口指導
歯周病患者画像活用指導料	P画像
歯科特定疾患療養管理料	特疾管
歯科特定疾患療養管理料（情報通信機器を用いた場合）	情特疾管
歯科治療時医療管理料	医管
歯科遠隔連携診療料	歯遠隔

薬剤情報提供料	薬情
薬剤総合評価調整管理料	薬総評管
診療情報提供料（Ⅰ）	情Ⅰ
診療情報提供料（Ⅱ）	情Ⅱ
連携強化診療情報提供料	連情
電子的診療情報評価料	電診情評
診療情報等連携共有料 1	情共 1
診療情報等連携共有料 2	情共 2
新製有床義歯管理料	義管
広範囲顎骨支持型補綴物管理料 1	特イ管 1
広範囲顎骨支持型補綴物管理料 2	特イ管 2

4 第2部 在宅医療について

項 目	略 称
歯科訪問診療 1	歯訪 1
歯科訪問診療 2	歯訪 2
歯科訪問診療 3	歯訪 3
歯科訪問診療 4	歯訪 4
歯科訪問診療 5	歯訪 5
歯科訪問診療料 注 15（イ 初診時）	歯訪診（初）
歯科訪問診療料 注 15（ロ 再診時）	歯訪診（再）
歯科訪問診療補助加算（イの(1) 同一建物 居住者以外の場合）	訪補助イ（1）
歯科訪問診療補助加算（イの(2) 同一建物 居住者の場合）	訪補助イ（2）
歯科訪問診療補助加算（ロの(1) 同一建物 居住者以外の場合）	訪補助ロ（1）
歯科訪問診療補助加算（ロの(2) 同一建物 居住者の場合）	訪補助ロ（2）
在宅歯科医療推進加算	在推進
歯科訪問診療移行加算	訪移行
通信画像情報活用加算	I C T加算

歯科訪問診療料 注 19 (イ 初診時)	特歯訪診(初)
歯科訪問診療料 注 19 (ロ 再診時)	特歯訪診(再)
在宅医療D X 情報活用加算 1	在D X 1
在宅医療D X 情報活用加算 2	在D X 2
訪問歯科衛生指導料 (1 単一建物診療患者が 1 人の場合)	訪衛指 1
訪問歯科衛生指導料 (2 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合)	訪衛指 2
訪問歯科衛生指導料 (3 1 及び 2 以外の場合)	訪衛指 3
複数名訪問歯科衛生指導加算	複訪
歯科疾患在宅療養管理料	歯在管
在宅総合医療管理加算	歯総管
在宅療養支援歯科診療所 1	歯援診 1
在宅療養支援歯科診療所 2	歯援診 2
在宅療養支援歯科病院	歯援病
在宅患者歯科治療時医療管理料	在歯管
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	訪問口腔リハ
在宅歯科医療連携加算 1	在歯連 1
在宅歯科医療連携加算 2	在歯連 2
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	小訪問口腔リハ
小児在宅歯科医療連携加算 1	小在歯連 1
小児在宅歯科医療連携加算 2	小在歯連 2
在宅歯科医療情報連携加算	歯情連
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 1	N S T 1
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 2	N S T 2
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 3	N S T 3

5 第3部 検査について

項 目	略 称
電氣的根管長測定検査	E M R
細菌簡易培養検査	S 培
歯周基本検査	P 基検
歯周精密検査	P 精検
混合歯列期歯周病検査	P 混検
歯周病部分的再評価検査	P 部検
口腔細菌定量検査 1	口菌検 1
口腔細菌定量検査 2	口菌検 2
ポケット測定検査	E P P
顎運動関連検査	顎運動
歯冠補綴時色調採得検査	色調
チェックバイト	C h B
ゴシックアーチ	G o A
パントグラフ描記法	P t g
有床義歯咀嚼機能検査（1 のイ 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合）	咀嚼機能 1 イ
有床義歯咀嚼機能検査（1 のロ 咀嚼能力測定のみを行う場合）	咀嚼機能 1 ロ
有床義歯咀嚼機能検査（2 のイ 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合）	咀嚼機能 2 イ
有床義歯咀嚼機能検査（2 のロ 咬合圧測定のみを行う場合）	咀嚼機能 2 ロ
咀嚼能力検査 1	咀嚼 1
咀嚼能力検査 2	咀嚼 2
咬合圧検査 1	咬合圧 1
咬合圧検査 2	咬合圧 2
小児口唇閉鎖力検査	小口唇
舌圧検査	舌圧
精密触覚機能検査	精密触覚
睡眠時歯科筋電図検査	歯筋電図
接触面の歯間離開度検査	C T

総義歯（局部義歯）の適合性検査 歯髄電気検査	F D（P D）－F i t E P T
---------------------------	-------------------------

6 第4部 画像診断について

項 目	略 称
エックス線撮影 X－R a y	X線
歯科用 X線フィルム（標準型）	X－R a y（D）
咬翼型	X－R a y（BW）
咬合型	X－R a y（O）
小児型	X－R a y（P）
全顎※枚法	X－R a y（全※）
片顎※枚法	X－R a y（片※）
歯科用 3次元断層撮影	歯 C T
歯科画像診断管理加算 1	画診加 1
歯科画像診断管理加算 2	画診加 2
遠隔画像診断	遠画診

7 第7部 リハビリテーションについて

項 目	略 称
歯科口腔リハビリテーション料 1 （1 有床義歯の場合）	歯リハ 1（1）
歯科口腔リハビリテーション料 1 （2 舌接触補助床の場合）	歯リハ 1（2）
歯科口腔リハビリテーション料 1 （3 その他の場合）	歯リハ 1（3）
歯科口腔リハビリテーション料 2	歯リハ 2
歯科口腔リハビリテーション料 3 （1 口腔機能の発達不全を有する 18 歳未満の患者の場合）	歯リハ 3（1）
歯科口腔リハビリテーション料 3	歯リハ 3（2）

(2 口腔機能の低下を来している患者の場合)	
------------------------	--

8 第8部 処置について

項 目	略 称
う蝕処置	う蝕
咬合調整	咬調
歯髄保護処置	P C a p
歯髄温存療法	A I P C
直接歯髄保護処置	直保護、直覆又は直 P C a p
間接歯髄保護処置	間保護、間覆又は間 P C a p
象牙質レジンコーティング	R コート
知覚過敏処置	H y s 処
う蝕薬物塗布処置	サホ塗布
初期う蝕早期充填処置	填塞又はシーラント
生活歯髄切断	生切
失活歯髄切断	失切
麻酔抜髄	麻抜
感染根管処置	感根処
根管貼薬処置	根貼又は R C T
根管拡大	拡大
根管形成	R C P
根管充填	根充又は R C F
加圧根管充填処置	C R F
手術用顕微鏡加算	手顕微加
N i ー T i ロータリーファイル加算	N R F
抜髄と同時の根管充填	抜髄即充
感染根管処置と同時の根管充填	感根即充
歯周病処置	P 処 (糖尿病を有する患者に使用する場合) P 処 (糖)
歯石除去	除石

スケーリング	S C
スケーリング・ルートプレーニング	S R P
歯周病安定期治療	S P T
歯周病ハイリスク患者加算	P リスク
歯周病重症化予防治療	P 重防
暫間固定	T F i x
口腔内装置	O A p
睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置	S A S－O A p
舌接触補助床	P A P
口腔内装置調整（イ 口腔内装置調整 1）	O A p 調 1
口腔内装置調整（ロ 口腔内装置調整 2）	O A p 調 2
口腔内装置調整（ハ 口腔内装置調整 3）	O A p 調 3
口腔内装置修理	O A p 修
根管内異物除去	R B I
有床義歯床下粘膜調整処置又はティッシュ コンディショニング	T．コンデ又はT． c o n d
周術期等専門的口腔衛生処置 1	術口衛 1
周術期等専門的口腔衛生処置 2	術口衛 2
回復期等専門的口腔衛生処置	回口衛
在宅等療養患者専門的口腔衛生処置	在口衛
口腔粘膜処置	口処
機械的歯面清掃処置	歯清
非経口摂取患者口腔粘膜処置	非経口処
口腔バイオフィルム除去処置	バイオ除
フッ化物歯面塗布処置	F 局

9 第9部 手術について

項 目	略 称
抜歯手術	抜歯又はT．E X T
歯根端切除手術	根切
歯根端切除手術（歯科用 3 次元エックス線 断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場	根切顕微

合)	
歯槽骨整形手術	A E c t
歯周ポケット搔爬術	搔爬術又はソウハ術
歯肉切除手術	G E c t
歯肉剥離搔爬手術	F O p
歯周組織再生誘導手術	G T R
歯肉弁根尖側移動術	A P F
歯肉弁歯冠側移動術	C P F
歯肉弁側方移動術	L P F
遊離歯肉移植術	F G G
結合組織移植術	C T G
手術時歯根面レーザー応用加算	手術歯根
歯肉移植術	G p l
広範囲顎骨支持型装置埋入手術	特イ術
広範囲顎骨支持型装置搔爬術	特イ搔
レーザー機器加算 1	レ機加 1
レーザー機器加算 2	レ機加 2
レーザー機器加算 3	レ機加 3

10 第 10 部 麻酔について

項 目	略 称
表面（在）麻酔	O A
吸入鎮静法	I S
静脈内鎮静法	静鎮
歯科麻酔管理料	歯麻管

11 第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴について

項 目	略 称
補綴時診断料	補診
クラウン・ブリッジ維持管理料	補管又は維持管

広範囲顎骨支持型補綴診断料	特イ診
歯冠形成	P Z
	(例) 生活歯歯冠形成 生 P Z
	失活歯歯冠形成 失 P Z
窩洞形成	K P
C A D / C A M インレーのための窩洞形成に 係る加算	C A D I n 形
根面形成	P W
う蝕歯即時充填形成	充形
う蝕歯無痛的窩洞形成加算	う蝕無痛
う蝕歯インレー修復形成	修形
支台築造 間接法	ファイバー(間)
(ロ ファイバーポストを用いた場合)	
支台築造 直接法	ファイバー(直)
(イ ファイバーポストを用いた場合)	
印象採得	i m p
歯科技工士連携加算 1	歯技連 1
歯科技工士連携加算 2	歯技連 2
単純印象	単 i m p 又は S - i m p
連合印象	連 i m p 又は C - i m p
咬合圧印象	咬 i m p 又は B - i m p
機能印象	機 i m p 又は F - i m p
テンポラリークラウン	T e C
光学印象	光 i m p
光学印象歯科技工士連携加算	光技連
装着	s e t
咬合採得	B T
仮床試適	T F
仮床試適「4 その他の場合」	T F (フ)
グラスアイオノマーセメント充填	グセ充
光重合型複合レジン	光 C R 充
金属歯冠修復	M C
四分の三冠	3 / 4 C r o
五分の四冠	4 / 5 C r o

全部金属冠	F M C
チタン冠	T i C
根面被覆（1 根面板によるもの）	R C
根面被覆（2 レジン充填によるもの）	R C レ
レジン前装金属冠	前装 M C 又はゼンソウ M C
レジン前装チタン冠	前装 T i C 又はゼンソウ T i C
レジンインレー	R I n
硬質レジンジャケット冠	H J C
C A D / C A M 冠	歯 C A D
（1 2 以外の場合）	
C A D / C A M 冠	歯 C A D （E C）
（2 エンドクラウンの場合）	
C A D / C A M インレー	C A D I n
小児保隙装置	保隙
ブリッジ	B r
ポンティック	P o n
高強度硬質レジnbrブリッジ	H R B r
総義歯	F D
局部義歯	P D
鉤	C l
コンビネーション鉤	コンビ C l
磁石構造体	マグ
キーパー付き根面板	R C K
間接支台装置	間支
広範囲顎骨支持型補綴	特イ補
有床義歯修理	床修理
歯科技工加算 1	歯技工 1
歯科技工加算 2	歯技工 2
有床義歯内面適合法（硬質材料を用いる場合）	床適合（硬）
有床義歯内面適合法（軟質材料を用いる場合）	床適合（軟）
歯冠補綴物修理	P r o 修理
広範囲顎骨支持型補綴物修理	特イ修

未来院請求	Ⓖ (注) 金属歯冠修復及び充填に当たって、修復形態の表示は「OM・OB・MOD等」と歯面部位で記載して差し支えない。
-------	---

※診療報酬の算定方法（厚生労働省告示第 59 号）別表第二歯科診療報酬点数表に掲げる点数のうち、本通知に記載のないものについても、「2 第 1 章 基本診療料について」から「11 第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴について」までの各表において、当該点数と同名の点数の略称が定められている場合には、当該略称を使用して差し支えない。

12 第 15 部 その他について

項 目	略 称
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 1	歯外ベアⅠ初
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 2	歯外ベアⅠ再
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 3 イ	歯外ベアⅠ訪イ
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 3 ロ	歯外ベアⅠ訪ロ
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 1～8 のイ	歯外ベアⅡ● （※●は 1 から 8 までの算定する数字を記載）
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 1～8 のロ	歯外ベアⅡ再● （※●は 1 から 8 までの算定する数字を記載）
入院ベースアップ評価料 1～165	入ベア● （※●は 1 から 165 までの算定する数字を記載）

13 その他について

項 目	略 称
接着性レジンセメント 標準型	接レセ標
接着性レジンセメント 自動練和型	接レセ自
接着性グラスアイオノマー系レジンセメント 標準型	接グセ標
接着性グラスアイオノマー系レジンセメント 自動練和型	接グセ自
カルボキシレートセメント	カセ
グラスアイオノマーセメント	グセ
仮着用セメント	仮セ
ユージノールセメント	E Z
エナメルエッチング法	E E
エナメルボンディング法	E B
上顎	U P
下顎	L W
	(注) U P又はL Wを接尾語とする場合は、上顎総義歯を「U P－F D」のように一でつないで使用しても差し支えない。
テラ・コートリル軟膏	T Kパスタ
ヒノポロン口腔用軟膏	H Pパスタ
プレステロン「歯科用軟膏」	P Sパスタ
歯科用貼布剤	A f
クレオドンパスタ	G uパスタ
歯科用モルホニン	M H
テトラサイクリンプレステロン軟膏	T C P Sパスタ
カートリッジ	C t
歯科用（口腔用）アフタゾロン	A F S
キャナルス	C a N
カルビタール	C V
ネオクリーナー「セキネ」	N C

ペリオドン	P O
歯肉包帯	G B d
歯肉圧排	圧排
歯肉整形術	G P
食片圧入	F o o d . I
ガッタパーチャポイント	G . ポイント
プラークコントロール	プラーク . C 又はプラコン

なお、診療報酬明細書の傷病名欄の記載は、別添に示すものにつき使用して差し支えない。

別添

エナメル質初期う蝕	C e
う蝕症第1度 う蝕症第2度 う蝕症第2度単純性歯髄炎 う蝕症第3度	} C
初期の根面う蝕	根C
う蝕症第3度急性化膿性歯髄炎 う蝕症第3度慢性潰瘍性歯髄炎 う蝕症第3度慢性増殖性歯髄炎 う蝕症第3度慢性壊疽性歯髄炎 カリエスのない歯髄炎	} P u l
う蝕症第3度急性化膿性根尖性歯周炎 う蝕症第3度慢性化膿性根尖性歯周炎 う蝕症第3度急性単純性根尖性歯周炎	} P e r
う蝕症第3度歯髄壊死 う蝕症第3度歯髄壊疽	P u エシ P u エソ
慢性歯周炎（軽度） 慢性歯周炎（中等度） 慢性歯周炎（重度）	} P
単純性歯肉炎	G